

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項

### の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

#### ○環境省告示第九十四号（平成二十九年十一月十四日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - イ 氏名又は名称 東芝環境ソリューション株式会社
  - ロ 住所 神奈川県横浜市鶴見区寛政町二十番一号
  - ハ 代表者の氏名 代表取締役 増山 宏
- 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
  - イ 神奈川県伊勢原市日向字上藤野千二百二十八番二
  - ロ 神奈川県川崎市川崎区浮島町九十六番
  - ハ 静岡県富士市横割四丁目百三十五番七
- 三 無害化処理の用に供する施設の種類
  - 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設
  - ポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
- 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
  - イ 廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
  - ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- 五 申請年月日  
平成二十九年十月十日
- 六 縦覧場所
  - イ 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
  - ロ 関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
  - ハ 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
  - ニ 神奈川県湘南地域県政総合センター環境部
  - ホ 伊勢原市経済環境部環境美化センター